

平成 19 年 10 月 9 日

裁判員制度に関する休暇の新設について

山梨中央銀行（頭取 芦澤 敏久）では、平成 21 年 5 月までに開始される裁判員制度に当行の従業員が裁判員候補者または裁判員もしくは補充裁判員として選任された場合に利用できる「裁判員休暇」を、下記のとおり新設することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

裁判員制度は「国民の司法参加」を実現する法的制度ですが、当行では次の 2 点を目的に裁判員休暇を新設することといたしました。

- （1）当行の従業員が安心して裁判員としての職務に従事し、地域社会に貢献できる社内環境を整備する。
- （2）企業として、「裁判員制度」の円滑な運営に協力し、社会的責任を果たす。

2. 裁判員休暇の概要

- （1）対象者 全従業員（パートタイマーも含む）
- （2）休暇日数 上限を定めない（その職務に要する期間）
- （3）休暇の形態 通常の有給休暇とは別枠の、有給で休める特別休暇

- 3. 休暇新設日 平成 19 年 11 月 1 日（木）

以上